



Title	東アジアにおける法学部教育の可能性（一）：What is 'legal' Education?
Author(s)	林, 智良
Citation	阪大法学. 2015, 64(5), p. 421-422
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71549
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

東アジアにおける法学部教育の可能性（一）

——What is 'legal' Education?——

林 智 良

はじめに——シンポジウムの趣旨と概要

二〇一三年二月七日午前一〇時より午後五時まで、大阪大学豊中キャンパス基礎工学棟のシグマホールにて、国際シンポジウム「東アジアにおける法学部教育の可能性——What is 'legal' Education?——」が開催された。本シンポジウムは、科学研究費基盤研究（B）（23330032 代表 林智良）「学部課程法学教育の社会的機能と指導理念に関する法史的・法理論的総合研究」の一環として行われたものである。まずは、本シンポジウムの開催趣旨を、事前配布された呼びかけ文に基づき記そう。

明治初年の西洋法継受以来、日本の法学部教育は法曹養成に特化せず、ゼネラリスト養成も重要な任務としてきた。特に、ドイツ国家学の影響下で、国家を制度的に捉える官僚が、法学部で養成するべき重要な人材として位置づけられ、その養成機能が現に果たされてきた。その結果、地方公務員や民間企業社員も法的素養を持つゼネラリストとして多数輩出させるという実績を今日に至るまで日本の法学教育は果たしてきた。しかし、二〇〇四年に法

曹養成を主目的とする法科大学院制度が創設されたことにより制度的な再編成の対象にこそならなかったものの、改めて日本の法学部教育はその存在意義を問われ、法科大学院を含む専門職大学院や他の諸機関との協働・分業関係のあり方を再検討するよう求められている。本シンポジウムでは、法学教育制度設計と教育実践を進める上で「法学教育が社会で果たしうる役割」という観点から、東アジアの隣国である中華人民共和国、台湾（中華民国）、大韓民国における法学教育の現況と日本のそれとを比較して議論を行いたい。

以上が開催趣旨であるが、当日は各国で法学教育と研究の第一線に立つパネリストを迎えて個別報告とパネルディスカッションを行った。冒頭では竹中浩大阪大学大学院法学研究科長が開催挨拶を行い、午後のパネルディスカッションでは本科研の代表者である林が司会を、同研究科の福井康太教授がコメンテーターをつとめた。多数の法学教育関係者を含む参加者を得て活発な質疑応答が行われた。

以下では、四人のパネリストによる発表原稿に後日発表者の手で加筆修正を施したものを収録する。使用言語、翻訳の有無、翻訳者名は個々の発表の末尾に付した。カッコ内の所属・肩書はシンポジウム開催時のものである。一部の原稿における表記につき、林が若干の加除を行った。本稿は前記科学研究費による成果の一部であるので、その旨を記して謝意を明らかにしたい。

- (一) 日本の状況 三成賢次（大阪大学大学院法学研究科教授）
 - (二) 韓国の状況 朴賢京（韓国霊山大学法学院准教授）
 - (三) 台湾（中華民国）の状況 劉宗徳（台湾国立政治大学法学部教授）
 - (四) 中華人民共和国の状況 丁相順（中国人民大学法学院教授）
- （当日の発表順）